

令和4年3月3日

社会福祉法人 神流福祉会
理事長 岡泉 淳

一般競争入札参加について（通知）

一般競争入札を下記により行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については埼玉県建設工事請負一般競争入札執行要綱の規定によるものとする。

設計図書、工事場所等を熟知の上、入札をお願いいたします。

1. 入札対象工事

- (1) 工事名 特別養護老人ホーム いろりの友 面会室クリーンブース設置工事
- (2) 工事場所 埼玉県児玉郡神川町大字八日市 739 - 2
- (3) 工事期間 令和4年3月25日（予定）から令和4年5月31日まで
（工期内には各種行政検査の受検及び、検査済証の取得を含む。）
- (4) 設計金額 公表しない。
- (5) 工事概要 工事種別 建築工事
- (6) 工事内容 面会室クリーンブース設置建築工事、空調換気設備工事費他

2. 入札手続きの方法

- (1) 入札日時 令和4年3月24日（木曜日）13時30分
- (2) 入札場所 社会福祉法人 神流福祉会 いろりの友 面会室

3. 設計図書等

- (1) 設計図書の貸し出しについて
設計図面及び仕様書等（設計図書）は次のとおり貸し出す。
（手渡しの場合）
ア貸出場所 社会福祉法人 神流福祉会 いろりの友
埼玉県児玉郡神川町大字八日市 739 - 2
イ貸出日 令和4年3月11日（金曜日）
時間は別途、指定をします。

4. 競争入札参加確認申請書の提出

- (1) 受付日時 令和4年3月11日（金曜日）午後1時まで
- (2) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加資格等申請書（指定様式）
 - イ 一般競争入札参加確認等確認資料
 - ウ 令和3年4年度埼玉県競争入札参加資格ランク及び資格審査数値を証する書類
 - エ 会社案内
- (3) 提出方法 (1)の期日までにFAXで申込みを行い、原本は速やかに郵送すること。
なお、提出された確認書類は返却しない。
- (4) 提出先 〒367-0244 埼玉県児玉郡神川町大字八日市 739-2
社会福祉法人 神流福祉会 いろりの友 担当 新井
TEL:0495-77-1212 FAX:0495-77-1155

5. 入札参加資格の確認通知

- (1) 入札参加資格審査後、全ての申請者に参加資格の有無についてFAX・郵送で通知を行う。
- (2) 入札関係書類（入札書・委任状など）は郵送にて配布する。
※ 入札参加不適合者には入札参加書類は配布しない。

6. 設計図書等に関する質問

質問がある場合は、次に従い質疑書（任意様式）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年3月17日（木曜日）午後1時まで
質問書の題名、説明要求内容には特定の企業名や個人名を記入しないこと。
- (2) 提出方法 下記担当者宛てにFAXにて提出すること
社会福祉法人 神流福祉会 いろりの友 担当者:新井
FAX:0495-77-1155

7. 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和4年3月18日までに、質問者及び入札参加予定者全員に通知する。質問に対する回答の全ての内容は全ての入札参加者に適用するので、内容を必ず確認すること。

8. 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 埼玉県内の単体企業であること。
- (2) 令和3年、4年度埼玉県建設工事等競争入札参加者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、

対象工事に対応する業種で登録されている者であること。ただし、資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、下記「その他の参加資格」ウただし書に該当する者にあつては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。

- (3) 資格者名簿に登録された「本店又は主たる営業所」が埼玉県内にあること。
- (4) 埼玉県建築工事請負等入札参加の資格に関する規定により、資格審査数値(P)が 1000 点以上、かつ経営状況評価点(Y)が 850 点以上であること。
- (5) 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。
- (6) 特別養護老人ホーム内での改修工事であるため、建築の品質、安全性、工期の厳守等を考慮すること。
- (7) その他の参加資格
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - イ 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 91 条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
 - エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - オ 埼玉県で入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
 - キ 入札公告日において、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
 - ク 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でないこと。
 - ケ 対象工事に係る設計業務の受注者ではなく、当該受注者と資本面、人事面で関連がない者。

9. 最低制限価格 設定する。

10. 入札保証金 免除する。

11. 契約保証金 免除する。

12. 支払条件 補助金交付後

13. 現場説明会 開催しない。

14. 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であるときは、入札を1回のみ行い、再度入札は行わない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書

イ 落札者は落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 予定書価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。（再度入札は2回までとする。）

イ 初度入札に参加しない者は再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札に参加しない者はそれ以降の再度入札に参加することができない。

エ 初度入札において無効の入札をした者は再度入札に参加することができない。また、初度入札において最低制限価格に満たない者は再度入札に参加することができない。

オ 上記アでも落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。

①有効な入札のうち、最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合。（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札をした者を対象とする。）

②再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合。

条件1. 随意契約であっても、契約額は予定価格の範囲内且つ最低制限価格以上であること。

条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。

条件3. 入札にあたっての条件等を変えることは認められないこと。

条件4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、法人及び業者が署名（捺印）すること。

(5) 入札の辞退

入札辞退届を提出することにより、辞退を認める。

(6) 独占禁止法など関係法令の遵守

入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 郵便、電報及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

ウ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

エ 談合その他不正行為があったと認められる入札

オ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

カ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

キ 次に掲げる入札をした者がした入札

（ア）入札者の押印のないもの

（イ）記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの

（ウ）押印された印影が明らかでないもの

（エ）記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの

（オ）代理人で委任状を提出しない者がしたもの

（カ）他人の代理を兼ねた者がしたもの

（キ）2 以上の入札書を提出した者がしたものの、又は 2 以上の者の代理をした者がしたもの

ク その他公告に示す事項に反した者がした入札

15. その他

(1) 提出された確認申請書及び確認書類は返却しない。

(2) 設計図書等は、入札日に返却すること。

(3) 当該事業は埼玉県補助を受けて行うものであることから、県関係課から指導を受けた場合は、その指導に従うこと。

(4) 一括下請負契約を行わないこと。

(5) 公告文に記載のない事項等についても関係法令を遵守すること。

(6) 元請け人は下請人による施行を必要とするものについては、できる限り地元の企業に発注するよう配慮すること。

16. この要項に関する問い合わせ先

〒367-0244 埼玉県児玉郡神川町大字八日市 739-2

社会福祉法人 神流福祉会 いろいろの友 担当 新井

TEL:0495-77-1212 FAX:0495-77-1155